

誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

Comfortable,
Customized and
Optimized
Locations of learning

COCOLO プラン

COCOLOプラン 取組事例集

令和8年7月



文部科学省

不登校対策の推進について

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ✓ 文部科学省においては、令和元年10月にそれまでの不登校施策に関する通知を改めて整理し「不登校児童生徒への支援の在り方について」として通知するとともに、不登校児童生徒の数が高い水準で推移している状況を踏まえ、令和5年11月に改めて「不登校の児童生徒等への支援の充実について」として令和元年10月に示した『不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方』などを通知したところです。

『不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方』

【不登校児童生徒への支援の視点】

- ① 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある
- ② 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意する

【学校教育の役割・意義】

- ① 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である
- ② 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある

【不登校児童生徒や保護者への支援等について】

- ① 学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むことが重要である
- ② 児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設や NPO 等との連携が必要となった場合にあっては、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である

不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められる

- ✓ 文部科学省では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を取りまとめ、3つの柱に基づく取組を推進しています。

3つの柱

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

本誌について・目次

- ✓ 本誌では、学校及びその設置者における不登校対策に資することを目的に、COCOLOプランに示している14の取組について、その概要とともに、具体的な取組事例やポイント等を示しています。
- ✓ 本誌掲載内容を踏まえ、学校及びその設置者の皆様におかれては、引き続き、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策に取り組んでいただきますようお願いします。

目次

1-01	学びの多様化学校（不登校特例校）の設置を促進	4
1-02	校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進	6
1-03	教育支援センターの機能を強化	8
1-04	高等学校等においても柔軟で質の高い学びを保障	10
1-05	多様な学びの場、居場所を確保	12
2-01	1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進	14
2-02	「チーム学校」による早期支援を推進	16
2-03	一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援	18
3-01	学校の風土を「見える化」	20
3-02	学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善	22
3-03	いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底	24
3-04	児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進	26
3-05	快適で温かみのある学校としての環境整備	28
3-06	障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を 認め合う共生社会を学ぶ場に	30

取組事例に関する情報提供協力（順不同）

埼玉県、石川県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、いわき市、宇都宮市、茂原市、香取市、八王子市、東大和市、横浜市、中井町、新潟市、小浜市、可児市、静岡市、焼津市、名張市、大津市、守山市、日野町、東大阪市、四万十市、佐賀市、美里町、菊陽町、延岡市、肝付町

概要・方針等

- ▶「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。
- ▶ 文部科学大臣の指定を受けることにより、不登校児童生徒の実態に応じて、①授業時数の組み換え、②指導内容の異学年への移行、③総授業時数の削減、④1単位時間当たりの授業時間の短縮などを行うことができる仕組みです。
- ▶「学びの多様化学校」は、何らかの理由により在籍する学校や学級に通いにくい状態が継続している不登校児童生徒に対する多様な学びの場としての役割はもとより、そこでのノウハウを通常の教育課程に基づき教育活動を実施する学校の生徒指導に活かす取組などを実施することにより、自治体全体の不登校対策を充実させる役割なども担っています。
- ▶ 文部科学省では、自治体における「学びの多様化学校」の設置に向けた検討が進むよう、様々な支援を行っているところです。

学びの多様化学校
について



取組事例

1 都道府県が域内の設置状況を踏まえた積極的な役割を果たしている例

- ✓ 県教育委員会が不登校児童生徒に対する学びの継続支援について有識者等から意見を聴くため、懇談会(メンバー：学識経験者、不登校支援を行う民間施設の代表、市町村教育委員会の代表、校長会の代表)を設置し、意見交換のテーマとして「学びの多様化学校」設置を取り上げた。
- ✓ 有識者等による意見交換に当たって、事務局である県教育委員会は県内の市町村における「学びの多様化学校」の設置の意向を調査した。
- ✓ その調査結果などをもとに、懇談会として「学びの多様化学校設置に関する意見交換のまとめ」を取りまとめた。
- ✓ 県教育委員会は、その意見交換のまとめを踏まえながら、設置検討の意向がある市町村等を支援している。

学びの多様化学校設置に関する意見交換のまとめ【抜粋】

4 まとめ

- (1) 不登校児童生徒等の学びの継続支援も含め、すべての児童生徒にとってインクルーシブでフレキシブルな学びの場を創造していくことが重要である。そのため、夜間中学設置検討会議での議論も踏まえて「新たな学びの場」の設置に向けた検討を進める必要がある。
- (2) 「新たな学びの場設置に向けての市町村アンケート」(令和5年12月実施)の結果を踏まえ、多様な学校の設置検討の意向がある市町村等と共に、「学びの多様化学校」「夜間中学と学びの多様化学校の併設」「多様なニーズを包括した柔軟な学校」等、様々な選択肢や可能性を考慮しながら、「新たな学びの場」の制度設計を行う必要がある。
- (3) 不登校児童生徒、保護者、支援者等の思いや願い、意見も取り入れながら、「新たな学びの場」を創造していくことが重要である。

2 学校運営に当たってフリースクール等の民間施設と連携を強化している例

- ✓ 県内で初めての設置であったことなどを受けて、教員を支援するため、教員免許状を保有するフリースクールの代表を非常勤講師として雇用了。他の教員に対する助言のみならず、生徒の様々な活動においても民間施設でのノウハウが活かされている。
- ✓ また、フリースクールの代表である非常勤講師のつながりを活かし、知見のある他のフリースクールの関係者を外部講師として招き、プログラミングやしめ縄づくりなどの体験の機会を充実させている。
- ✓ さらに、フリースクール等の民間施設の関係者が学校運営に携わることで、多様な学び場に関心のある不登校生徒やその保護者に対して、学校の取組を周知することにもつながっている。



フリースクールの関係者からプログラミングの指導を受ける生徒の様子

3 学びの多様化学校のノウハウを他の学校での指導に活かしている例

- ✓ 市が策定した「不登校総合対策『つながるプラン』」において『学びの多様化学校(不登校特例校)の指導や支援のノウハウを市内の学校等に共有』することとし、その一環として、市内の小・中・義務教育学校に勤務する教員を対象とした実地研修を「学びの多様化学校」で実施している。
- ✓ 実地研修に参加した教員は、実際に指導の補助を行うことにより、児童生徒の困り感や不安に対する支援方法を学んでいる。
- ✓ また、不登校対応の中核を担う教員が実地研修に参加することで、市内の小・中・義務教育学校への指導のノウハウの普及につながっている。

研修プログラム(1日間)



概要・方針等

- ▶ 学校には行けるが教室には入りづらい児童生徒や一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思っている児童生徒に対しては、学校での居場所として校内の別室を利用した指導支援が有効な場合があります。
- ▶ 児童生徒が学校や教室に居づらくなったり、落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において学校内に安心して心を落ち着ける場所があり、児童生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことができれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されます。
- ▶ また、学校の設置者である市町村教育委員会等の主導の下、オンラインやICTの活用も視野に入れつつ、校内の別室を活用して「校内教育支援センター」などを設置し、退職教員やスクールカウンセラー等を活用した学習支援や相談を行うなど、域内の実態等に応じた取組の推進が望まれます。

取組事例

1

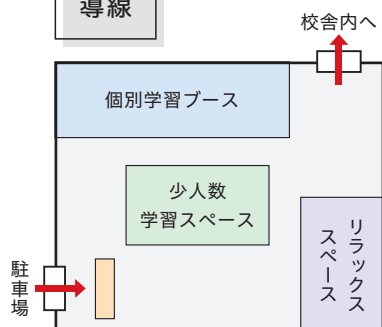
落ち着いた空間の中で学習・生活できる環境を整備している例

学習スペース



他人の目を気にしないで学習に集中できる個別ブースや、少人数でのグループ学習ができるように配置等を工夫。どこでどのように過ごすかは子供が選べるようにしている。

導線



リラックスした状態で会話ができるよう、観葉植物やソファを置いたりし、学校で過ごす時間を増やせるようにしている。

登校したら昇降口を通らず、外から直接センターに入れるように入り口を設置。決まった職員が常駐することで、子供との信頼関係が築きやすく、保護者も安心できる。

リラックススペース



2 支援員と担任等との連携による校内教育支援センターでの学習支援の例

1日の流れ

登校報告・情報共有



担任以外も含め教員と接するきっかけを作るため、生徒が校内教育支援センターに登校した際、支援員(会計年度任用職員)からの報告を受けて、職員室にいる当該生徒が在籍する学年の教員が校内教育支援センターに顔を出すようにしている。

授業・学級活動の様子を配信



生徒の状態に応じて、教室と校内教育支援センターに設けた個別ブースとを学習用端末でつなぎ、授業配信を実施している。板書をノートに写したり、理科の実験の様子を視聴したりすることで学習に意欲をもち、内容の理解につながっている。また、学級活動の様子を配信することで、学級内の様子も視聴できるようにしている。

AIドリルの活用



学習用端末を用いてデジタルドリルに取り組めるようにすることで、それぞれの状況に応じて、学年を遡ったり、在籍する学年の学習内容を確認したりできるようにしている。プリント学習に向き合えないような時でも、デジタルドリルを用いることで、気持ちのハードルが下がり、短時間でも学習を行うことができる。

校内教育支援センターでの様子を記録



校内教育支援センターでの生徒の様子は、毎日、支援員が記録し、学級担任に報告している。また、1週間分をまとめて、管理職や関係する教科・学年の教員と情報共有している。

一日の振り返りシートを提出



生徒自身も「一日の振り返りシート」を作成し、支援員を通じて、学級担任等に提出することとしている。提出を受けて、学級担任等がコメントを書いて返却することにより、学習意欲の向上を支援している。

担当教員と担任の情報共有



生徒が作成した「一日の振り返りシート」や支援員が記録した校内教育支援センターでの生徒の様子などを参考にして、今後の対応などを検討している。

概要・方針等

- ▶ 教育支援センターは、何らかの理由により在籍する学校や学級に通いにくい状態にある不登校児童生徒に対して適切な支援を行うために、教育委員会等によって設置された施設です。
- ▶ 具体的には、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことが想定されています。
- ▶ これらに加えて、不登校児童生徒の保護者が必要とする情報の提供のほか、不登校児童生徒が様々な学びの場や居場所につながるができるよう、民間のノウハウも取り入れながら、不登校支援に係る地域の拠点としての機能や役割を担うことが期待されています。
- ▶ また、より広域に不登校児童生徒やその保護者がつながれるようにするため、オンラインによる支援なども充実することが望まれるところです。

教育支援センター
ガイドライン



取組事例

1

不登校児童生徒の状態に応じた重層的な支援を行っている例

- ✓ 「登校はできないものの外出することができ、また、小集団での活動が可能な不登校児童生徒」に対しては、相談活動を中心としつつ、少人数による学習活動などを行っている。
- ✓ 「登校はできないものの外出することはできるが、緊張が強く個別での対応が必要な不登校児童生徒」に対しては、指導員とのマンツーマンによる相談活動や学習活動などを行っている。
- ✓ 「外出することが難しい不登校児童生徒」に対しては、オンラインを活用した居場所づくりなどを行っている。

不登校児童生徒の状態	具体的な支援内容
外出することができる (小集団での活動が可能な)不登校児童生徒	自主活動を中心に、スポーツや室内ゲーム、合同行事などを行いながら、在籍学級での学びや他の居場所の活用等の検討を行う。
外出することができる (緊張が強く個別での対応が必要な)不登校児童生徒	小集団活動や少人数でのゼミ活動、個別の活動など、一人一人の状態に合わせて活動（学習、運動）を行いながら、在籍学級での学びや他の居場所の活用等の検討を行う。
外出することが難しい 不登校児童生徒	メタバース空間を通じて、1日2回のホームルームのほか、ライブ配信による授業を通じた体験活動を実施する。

2 民間のノウハウを取り入れた支援を行っている例

✓ 立地やその活用状況などを踏まえて、自治体が所有する既存の施設内に教育支援センターを設置した。

✓ 外出することができない不登校児童生徒に対応するため、その運営は、隣接する自治体において訪問型支援の実績があり、フリースクールも経営する民間団体に外部委託している。

✓ 自治体からの委託を受けて、民間団体は、学校・教育委員会との連携の下、不登校児童生徒に対する学習支援のほか、不登校児童生徒やその保護者に対する相談支援（アウトリーチや保護者相談会の実施など）などを行っている。

✓ また、広域にも対応するため、保護者の同意の下、教育支援センターへの送迎も行っている。



3 保護者・児童生徒への情報提供を充実している例

✓ 不登校児童生徒やその保護者に対する支援体制は徐々に確立されつつあるが、情報が散在していて把握しにくい状況にあった。

✓ それらの情報を一元化するためにポータルサイトを開設するとともに、その運用は教育支援センターが担うこととした。

✓ 教育支援センターが運用を担うことで、不登校児童生徒やその保護者のニーズにあった情報を提供できるようになった。

ポータルサイトに掲載している情報

- ① 不登校相談窓口（電話を主とする相談の案内、面接を主とする相談の案内）
- ② 学校における相談・支援（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの紹介）
- ③ 校外の学び場・居場所（教育支援センターの案内、手続や年間行事の紹介、図書館の学習支援ルームの紹介・利用案内、フリースクール等の紹介）
- ④ 相談できる場所・支援できる場所（座談会の案内、子ども・子育て支援ポータルサイトの案内、障がい者相談支援窓口の案内）
- ⑤ 日中利用できる居場所・自習スペース（児童館・室内遊び場、居場所づくり事業、子ども食堂の紹介 等）



✓ ポータルサイトは、保護者向けであると同時に児童生徒向けでもあるため、記載内容や方法などにも配慮している。また、民間施設等に関する情報も、精査した上で掲載している。

概要・方針等

- ▶ 高等学校は、義務教育機関ではないものの、中学校を卒業したほぼ全ての者が進学する教育機関となっており、多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動を展開する必要があります。
- ▶ 全日制・定時制課程においては、学習意欲はありながら登校できない生徒に対する遠隔授業・通信教育の実施などにより、不登校の生徒も学び続けられるよう、柔軟で質の高い学び方を提供することが求められます。
- ▶ また、時代の変化や役割の変化に応じて多様な背景を有する生徒が在籍する実態を踏まえて、通信制高校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下で存分に学ぶことができるよう、高等学校通信教育の質の確保・向上が求められます。
- ▶ 不登校生徒への支援は、早期から行うことが重要であり、「児童生徒理解・支援シート」を活用するなどして、中学校段階における欠席や支援等の状況を高等学校等に引き継いでいくことは一貫した支援を行う上で重要です。

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した
柔軟で質の高い学びの実現について（通知）



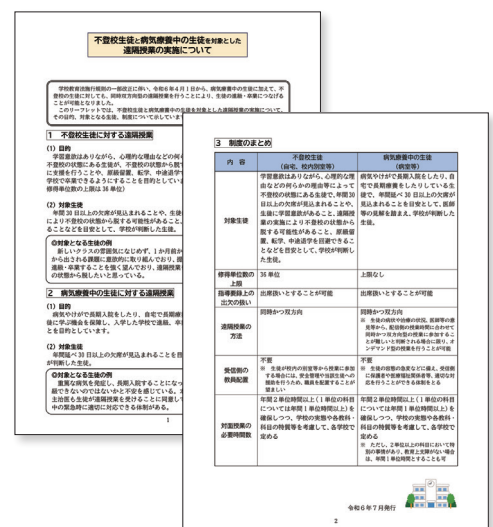
児童生徒理解支援シート
参考様式



取組事例

1 高等学校や県民へ不登校生徒に対する
遠隔授業の制度等を周知している例

- ✓ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第42号）の施行により、高等学校において不登校生徒に対する遠隔授業の実施などが可能となったことを受けて、遠隔授業を実施する際に留意すべき点や対象となる生徒の例などを整理したリーフレットを作成し、県内の県立高等学校に周知した。
- ✓ また、リーフレットを県のウェブサイトに掲載することで、県民への周知を行っている。



「対象となる生徒の例」記載内容

新しいクラスの雰囲気になじめず、1か月前から登校できなくなった。自宅では学校から出される課題に意欲的に取り組んでおり、提出状況も良好である。本人は在籍校で進級・卒業することを強く望んでおり、遠隔授業を受けることをきっかけにして不登校の状態から脱したいと思っている。

2 オンラインを活用したカウンセリングの機会を設けている例

- ✓ 全日制・通信制課程に在籍する不登校生徒や通信制課程に在籍する生徒への相談体制を充実するため、オンラインでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる仕組みを整備している。

オンラインでのカウンセリング利用の流れ

- ① 相談者から総合教育センターへ予約申し込み(オンラインフォーム)
- ② 総合教育センターから相談者へ面接日程及びオンライン面談のURLを送付
- ③ 総合教育センターからスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへオンライン面談のURLを送付
- ④ 相談者とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの間でオンライン面談を実施
- ⑤ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーから総合教育センターへ面談結果を報告
- ⑥ 総合教育センターから教育委員会経由で在籍校へ面談結果の共有

3 切れ目ない情報を伝達する方法として支援計画の活用を促している例

- ✓ 長期欠席や不登校児童生徒に対する学校での対応などを総合的・具体的に示したガイドラインを作成している。

- ✓ その中で、アセスメントシートの記載例のほか、校種間連携の実践例としてその活用を示している。

【校種間連携】

- ・ 保育所・幼稚園から高等学校までの切れ目ない情報の伝達 …… (実践例) アセスメントシートの作成・引継
- ・ 不安を少なくし、学校に慣れることを目的とした取組 …… (実践例) 交流体験活動の実施
- ・ 教職員間の日常的な交流 …… (実践例) 教職員間の情報交換

長期欠席・不登校児童生徒に関するアセスメントシート(中学校)【例】															【取組状況】			
児童生徒の状況															【取組状況】			
氏名	性別	学年	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由	欠席期間	欠席理由
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校	2023.09.01	不登校
山田 太郎	男	1年	2023.09.01	不登校														

概要・方針等

- ▶ いじめ等が原因で不登校となっている場合などにおいては、いじめられた児童生徒やその保護者の希望に応じて、柔軟な学級替えや転校の措置を活用することが考えられます。
- ▶ また、教育委員会等においては、学びの多様化学校において体験活動等を取り入れることで、在籍する児童生徒が自信を取り戻したり、社会性を涵養したりすることに大きく寄与している現状を踏まえ、通常教育課程に基づき教育活動を行う学校においても体験活動を積極的に導入することが望まれます。
- ▶ 教育委員会等においては、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要です。

就学すべき学校の指定の変更や
区域外就学について



不登校児童生徒の出席扱い・
成績評価に関するリーフレット



取組事例

1 区域外就学の仕組みを活用している例

- ✓ いじめや人間関係等を要因とする不登校は就学先を変更することにより登校状況が改善することなどが考えられることから、区域外就学も可能としている。
- ✓ 不登校児童生徒やその保護者が状況に応じて、区域外就学などを検討できるようにするため、許可基準をウェブサイト等で公表している。
- ✓ こうした情報を公表することにより、本人や保護者の意向を踏まえた不登校支援が可能となっている。

区域外就学の承諾要件の記載例

- ① 就学指定校における人間関係等が原因で、児童・生徒が不登校状態にあり、就学先を変更することにより、当該児童・生徒の登校状況が改善できると予測される場合
- ② いじめ・不登校等、児童生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている等特に教育的配慮が望ましいと考えられる場合

2 教育支援センターにおいて様々な体験活動の機会を提供している例

- ✓ 不登校により学校において様々な体験活動に参加する機会を逸している児童生徒のために、教育支援センターにおいても、首長部局の協力の下、職場体験やドローン体験、医療系大学における看護体験などの機会を設けている。
- ✓ 教育支援センターにおいて様々な行事や体験活動の機会を設定し、それに参加することにより、活動することの楽しさを味わいながら、社会とのつながりを実感するとともに、様々な経験を積むことができている。
- ✓ また、これらの機会を充実させることが通所の回数増加につながっている。



職場体験



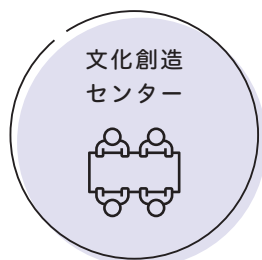
ドローン体験



カヤック体験



看護師体験



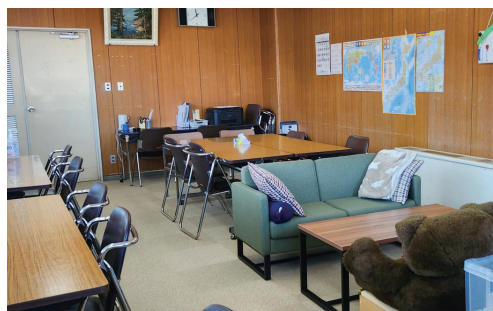
ワークショップ



食育

3 多様な居場所として、公民館を活用している例

- ✓ 身近な地域で、不登校児童生徒が人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるようにするため、公民館を活用している。
- ✓ 活用にあたって、学校を苦手とする不登校児童生徒に配慮して、可能な限り小・中学校に隣接していない場所にある公民館に、学校や家庭以外の居場所を設けている。
- ✓ 市が配置した指導員だけではなく、公民館の職員や利用者に関わることで（例：廊下でのすれ違い時の挨拶や職員・利用者からの温かな言葉かけ、公民館行事の見学など）で社会性の涵養を促している。
- ✓ 不登校児童生徒の保護者の思いや困り感に寄り添う話し合いの会なども開催している。



概要・方針等

- ▶ 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図る必要があります。
- ▶ 文部科学省においては、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の導入を推進しています。

1人1台端末を活用した
健康観察・教育相談システム一覧



取組事例

1

毎日の健康観察にICTを活用している例

- ✓ 児童生徒の学力・健康データを閲覧・分析できる学習ダッシュボードを活用して、児童生徒は自らの心や体の状況を入力する。
- ✓ 校内の児童生徒の体調や心の状況が一覧となることで、全教職員で情報共有が容易になるほか、「いじめ」や「苦しい」といったキーワードを検知し、教職員に通知することで、早期に変化を発見することが可能である。
- ✓ また、児童生徒は、蓄積された自身の状況を捉えることもでき、教職員は、保護者からの欠席連絡を確認することもできる。

健康観察		
キーワード		
キーワードが検知された生徒 6人		
ところ		
月5回以上 悪い 111人	3日連続 悪い 2人	前日回答から 悪い 17人

1. 学習ダッシュボードの導入

※学力・学習状況の調査や体力測定データなどと併せてデータ蓄積・参照が可能に

2. 健康状態の入力

※児童生徒が毎日、端末を用いて健康状態に関する情報を入力

3. 教職員による情報把握

※状態が悪い児童生徒数の把握や、特定のキーワードに反応するアラートで情報・状況を把握

4. 情報の共有・対応

※管理職、児童指導・生徒指導専任教諭、養護教諭等と共有、外部機関等とも連携して対応

5. 児童生徒の自己理解・振り返りにもつながる

※児童生徒自身が、蓄積された自身の状況を振り返り、捉えることも可能に

2 既存のツールを活用して生徒が相談を書き込めるようにしている例

- ✓ 生徒が使用する端末のトップページに、既存のツールを活用して、心身の不調の際の相談フォームを置き、いつでも相談できる環境を整備している。長期休業前には、健康観察や相談用のフォームも掲載している。
- ✓ 相談内容の確認は、養護教諭と教育相談担当の教員が行い、その内容に応じて、スクールカウンセラーにつなぐなどの対応を行っている。
- ✓ 長期休業終了後には「体とこころのアンケート」を実施し、全校生徒の状況を把握している。



3 相談したいことがあるときにワンタッチで教師等につながれるようにしている例

- ✓ 児童生徒が相談したいことがあるときにワンタッチで教師やスクールカウンセラーなどにつながるできるよう、健康観察アプリに「相談したい」ボタンを設けている。
- ✓ また、科学的根拠に基づいて収集したデータと教員の経験・知識を活用して、いじめ等の問題行動や不登校リスクの早期発見・早期介入を行えるようにするため、健康観察アプリの研修動画を全教職員が視聴するなどの取組も行っている。

影響・効果

- ① 「相談あり」にチェックを入れた生徒に、すぐに聞き取りを行い、いじめの初期対応ができ、解決につながった。
- ② アプリでは教職員間で情報を共有できるため、変調の見落としが起きづらくなった。
- ③ 学校だけでなく家庭の様子をつかむことができ、生徒指導の必要性やその方法を、教職員間で再確認できた。 など



概要・方針等

- ▶ 中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年12月)において、チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されています。
- ▶ 「チーム学校」を実現するには、「教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし」、チームとして機能すると同時に、「心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け」、教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させる必要があります。
- ▶ 不登校の要因・背景は多様かつ複雑であることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であり、そのためには、不登校児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など、教育委員会等においては学校をサポートしていく体制の検討が求められます。

生徒指導提要「第3章 チーム学校
による生徒指導体制」



取組事例

1 ケース会議において保護者の意向を踏まえた支援策を検討している例

- ✓ 県において、不登校児童生徒の保護者が、欠席の連絡や家庭訪問の頻度、給食費のことなど、直接学校に言いにくいことがある場合に、学校へ提出できる様式(よりそいシート)を定めている。
- ✓ 実際に、学校において、保護者との面談の際や不登校児童生徒のケース会議を開催する際に「よりそいシート」を活用して、保護者の意向などを踏まえた、支援策の検討を行っている。

※校内支援会議のメンバー：関係する教員、管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

「よりそいシート」記載例

Q6 学校から連絡する者について(複数回答可)

- ① 担任 ② 学年主任 ③ 部活動顧問(中学校のみ) ④ 養護教諭 ⑤ スクールカウンセラー
⑥ スクールソーシャルワーカー ⑦ その他()

2 こども家庭センターで不登校の相談にも応じている例

- ✓ 市長部局に設置したこども家庭センター(家庭児童相談室)においては、『こどもが学校に行きたがらず困っている』保護者のみならず、本人や関係機関からの相談にも応じている。
- ✓ 市長部局と教育長部局の関係課が定期的集まり、情報共有や共通課題について協議などを行っていることが、教育委員会とこども家庭センター(家庭児童相談室)の日常的な連携にも役立っている。

こども家庭センターへの相談について

【よくある相談内容】

- ・こどもへの関わり方やしつけの仕方が分からずイライラしてしまう ・こどもが学校に行きたがらず困っている
- ・こどもに発達の遅れがあるかもしれない ・こどもを預ける場所がない など

【相談方法】

電話相談、来所相談のほか、メールからもご相談を受け付けています。ご相談をお伺いした後、家庭訪問を実施したり、SNSを通じて相談や日程調整を行うこともできます。

相談には家庭児童相談室の相談員や保健師などが応じ、必要な場合には地域の専門機関と連携しながら支援を行います。

3 教育委員会内に子供・家庭を総合的に支援する学校福祉部を設置している例

- ✓ 教育委員会内に、公認心理師・保健師などの専門職を配置し、児童相談所・こども相談センターなどの専門機関や民生委員・主任児童委員・保護司など地域の方々と連携しながら、子供・家庭を総合的に支援する学校福祉部(子ども支援課、家庭支援課)を設置している。
- ✓ 学校福祉部があることで、学校と関係機関とのスムーズな連携が可能に。これまで福祉的な支援が必要で学校だけでは対応が難しかったケースにも支援することが可能となった。

教育委員会 学校福祉部	子ども 支援課	・ 不登校をはじめとする学校生活に課題や不安を抱える児童生徒への支援(家庭訪問、ケース会議、関係諸機関との連携等) ・ 生徒指導(いじめ、問題行動等)対応(対応の協議、指導・助言 関係諸機関との連携のサポート 児童生徒、保護者対応のサポート、ネットパトロール、啓発講座) ・ 特別支援教室(特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援、巡回相談、検査 発達支援や就学支援) ・ 親の会 ・ 進路学習会
	家庭 支援課	・ 家庭支援(学校生活に課題を抱える児童生徒の家庭への支援、福祉サービスの情報提供、各種手続き(就学援助、療育手帳など)の補助) ・ 放課後支援(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)

概要・方針等

- ▶ 社会総掛かりで児童生徒を育んでいくため、家庭教育支援チームやコミュニティ・スクールなどの仕組みを活用するなどして、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要です。
- ▶ 特に、家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要です。
- ▶ また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療などの関係機関と連携し、家庭の状況を的確に把握した上で、適切な働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠です。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援など、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要です。

コミュニティ・
スクール家庭教育
支援チーム

取組事例

1 不登校児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう
様々なツールを活用している例

- ✓ 連絡用アプリを活用するなどして、市が実施する不登校対策を掲載したリーフレットの配信や教育支援センター主催の不登校児童生徒の保護者を対象とした懇談会の開催案内などを行っている。
- ✓ 関係機関が運用する子供の安心・安全や子育て支援に関する情報を保護者に提供するシステムを活用して、不登校支援に関する情報を発信している。

アプリや連絡ツールを用いた保護者への情報周知の事例

- ① 教育支援センター主催の保護者懇談会を、連絡用アプリを用いて市内全小中学校保護者に周知
- ② 市の不登校対策事業のリーフレットを作成し、連絡用アプリで配信
- ③ 学校家庭連絡システムでスクールカウンセラーによる情報発信を定期的に実施
- ④ 市青少年育成市民会議が運用する子供の安心・安全と子育て支援に関する情報を共有するシステムを活用し、不登校支援の情報を発信

2 保護者が専門職や経験者などに相談できる機会を設けている例

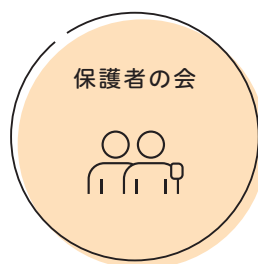
- ✓ 保護者からの相談に対応できるよう、常勤の相談員を配置している。その相談員が窓口となり、保護者自身が「しんどさ」を抱えていたり、子供との関わり方に悩みを持っていたりする場合にはスクールカウンセラーに、福祉との連携が必要なケースはスクールソーシャルワーカーにつないでいる。
- ✓ 不登校児童生徒本人のみならず、保護者が気持ちや考えを整理し、見通しが持てるよう、保護者のつどいや臨床心理士によるカウンセリングの機会なども設けている。



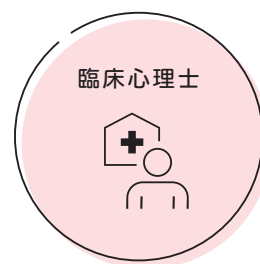
保護者自身のしんどさや
子供との関わり方に
悩んでいる場合



福祉との連携が
必要な場合



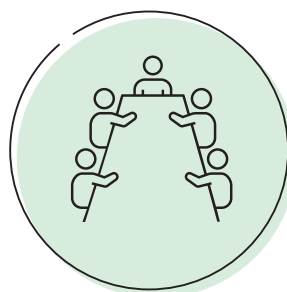
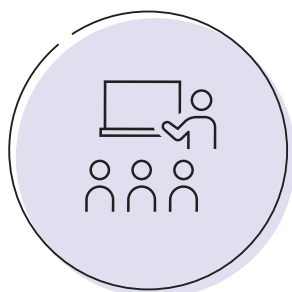
他の保護者と経験を
共有したい場合



より深いカウンセリング
が必要な場合

3 市教育委員会主催の「7時の集い」とコミュニティ・スクール主催の「子育ておしゃべりサロン」が連携して保護者を支援している例

- ✓ 市教育委員会は、不登校児童生徒の保護者支援として、年6回、「7時の集い」を開催している。市が設置する教育支援センターに不登校児童生徒の保護者や学校関係者、不登校支援者が集まり、不登校経験者やその保護者、不登校支援者などの話を聞く機会、日頃の悩みを語り合ったり意見交換したりする機会を設けている。
- ✓ また、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)が主催し、子育てに悩みをもつ保護者が集う機会(子育ておしゃべりサロン)を設けている。「子育ておしゃべりサロン」には、子育て中の方や子育て経験のある地域の方、不登校を経験した卒業生などが参加している。
- ✓ 保護者支援として実施している「7時の集い」と「子育ておしゃべりサロン」の主催者が情報交換を行い、各会場で開催日や内容を紹介し合うなど連携協力体制を構築している。



概要・方針等

- ▶ 児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、学校運営を改善していくことで、誰もが安心して学べる学校の実現につながります。
- ▶ 学校・教育委員会等においては、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするため、様々なツールを活用するなどして把握した学校の風土や雰囲気を踏まえて、例えば、学校の決まりや目標、授業、組織などを改善していくことが求められます。

学校風土の把握ツール

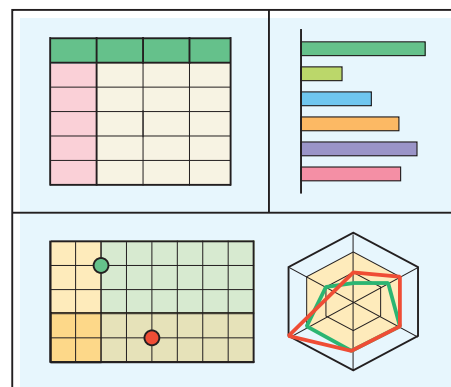


取組事例

1

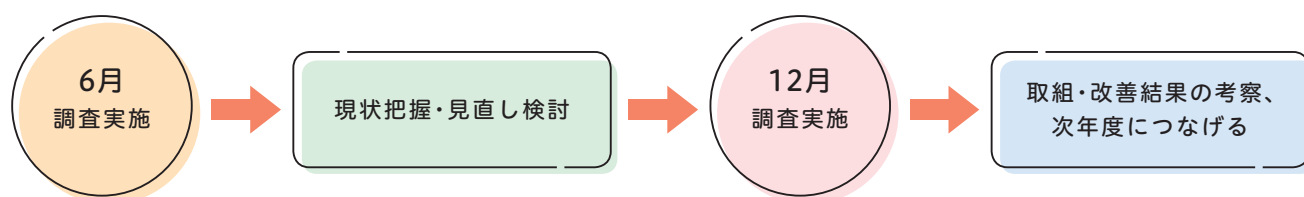
ツールで把握した課題をもとに学校運営の改善を図った例

- ✓ 全教職員を対象に児童生徒の学校適応感やいじめの予兆を把握するためのアセスメントツールについて、活用方法などの研修の機会を設け、ツールを活用して定期的に児童生徒の様子を把握した。
- ✓ ツールで把握した課題を整理し、定期的な教職員会議で情報を共有することで、個々の児童生徒への対応方針を検討。個々の対応方針に基づき、児童生徒に好ましい行動や適切な行動を促したり、社会性や対人関係に課題がある児童生徒に対する学習の機会を設けたり、気になる児童生徒の声掛けなどを行った結果、生活満足感や教師サポート、向社会的スキル、学習適応感などが全体として有意に向上した。
- ✓ また、アセスメントツールから得られた情報を踏まえた様々な取組を実施したことにより、教師との関係、友達同士の関係が安心・安全であると感じられる機会が増え、その結果として新規不登校の抑制につながっている。



2 児童生徒全員に年2回調査を実施、 分析・考察結果を公表し改善・検証に活用した例

- ✓ 小1～中3の児童生徒全員を対象に、6月と12月の年2回質問紙調査を実施。全体の調査結果について分析し考察したことを、教育委員会会議や町内校長会議、教育新聞(各学校及びPTA会長に配付)において情報提供をしている。
- ✓ 6月の調査結果を受けて、学校全体や各学級の現状を把握するとともに、今後重点的に取り組むべき内容を踏まえて、学校行事や日頃の授業の見直しが図られている。
- ✓ その取組がどうであったかを12月の調査結果から検討・考察することにより、学年のまとめや次年度へのつなぎとしている。



3 学びの多様化学校での研修の実施による学校運営の改善の例

- ✓ 設置した「学びの多様化学校」において実施される様々な教育活動が、児童生徒の自己肯定感の向上や社会性の涵養などに役立っている。
- ✓ 学びの多様化学校の取組を知る機会(勤務する教員による講話や授業参観など)を通常の教育課程に基づき教育活動を実施する学校に勤務する教員を対象に実施している。
- ✓ 参加した教員は、学びの多様化学校における教育実践を活かして、学級経営の改善などに取り組んでいる。

参加した教員の反応(例)

- ① 学びの多様化学校では、「自分らしく」をキーワードに学校を経営していると聞き、自分らしさを知ることや自分と他人を大切にすることの大切さを学んだ。子供が他者とつながることを望んでいることや、学校において「安心」が重要であること等、様々なことを聞いたが、それらは私たちの学校や学級でも同じことだと考えた。「子供が安心して学校や学級に入ることのできる環境づくり」が、今すぐにあることだと感じた。
- ② 多様な子供たちに対応していくための考え方について学ぶことができ、教師にとって困る子供ではなく、困っている子供と捉えることが必要であると感じた。私がつけているクラスの子供に対しても、どのようなところに困り感をもっているのかを想像し、支援策を創造していくことを日々心掛けて子供にとって安全なクラスにしていけるように学級経営していきたいと思った。
- ③ 学びの多様化学校では、生徒が自分らしく過ごすための工夫や援助が様々な場面で見られ、保健室の環境づくりなどの参考にしたいと思った。

概要・方針等

- ▶ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」について、子供たちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるようにすること、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにすることが重要です。
- ▶ 特に校内教育支援センターでは、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じて、他者とのふれあいを図る体験的な活動など、柔軟な学習ができるように体制を整えることで、不登校児童生徒の資質・能力の向上につながります。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)



取組事例

1

チェックリストを活用した授業改善の推進の例

- ✓ 学校生活の大半を占める授業において発達支持的生徒指導を推進するため、都道府県が作成している「学習指導と生徒指導の一体化」についてのチェックリストの活用を推進。
- ✓ 一部の学校において、「選択肢のある学び」の導入。学習課題に対して「どのように学ぶか」(調べる・図にまとめる・実験するなど)や「誰と学ぶか」(個人で・ペアで・グループで・教師と)を、子供が自分に合った方法で取り組めるような授業改善を推進した。

チェックリスト項目例(「自己存在感の感受」に関する内容)

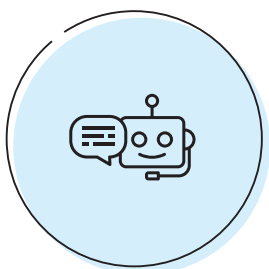
- ① 授業のなかで、「よくできたね」「がんばってるね」等の承認や賞賛、励ましをしている。
- ② 児童生徒一人一人の学習意欲や授業への参加状況、学習上のつまずき等を把握している。
- ③ 授業のどの場面での児童生徒に活躍させるかを想定している。
- ④ 学習意欲が見えにくい児童生徒や学業不振の児童生徒も、学習できる工夫をしている。
- ⑤ 発言をしない児童・生徒のことを意識して授業ができている。

チェックリスト項目例（「共感的な人間関係の育成」に関する内容）

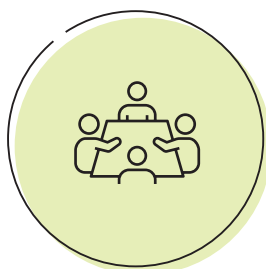
- ① 失敗を恐れず発表できたり、間違いやできないことがあっても笑われたりせず、お互いの考えに関心を抱き合えるような学習集団づくりを促進している。
- ② 児童生徒の考えや発言をうなずきながら、最後までしっかりと聞き、受け止めている。
- ③ 発言力のある一部の児童生徒とのやり取りのみで授業が展開されるのではなく、一人一人の反応やつばやき、誤答を大事にし、それらを活かして学びを深めようとしている。
- ④ 児童生徒一人一人の強みや個性を生かせる機会を提供したり、相互評価を取り入れたりするなど、お互いの良さに気づくことができる工夫をしている。
- ⑤ 児童生徒同士で発言をうなずきながら聞くようにしたり、頑張りを認め合うように働きかけている。

2 AI型学習教材の導入、多様な考えを認め合う 土壌を作る協働的な学びの例

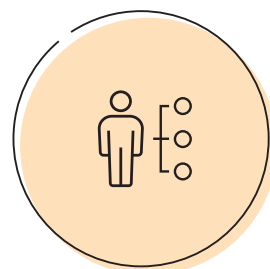
- ✓ 一人一人の学習進度・学習到達度等に応じ、教師が必要に応じた指導や指導方法・教材等の工夫を行うことができるよう、AI型学習教材を小学校3年生から中学校3年生までの児童・生徒において活用できるように導入。
- ✓ また、児童が小集団で話し合い、相手の考えを聞き合う活動や良いところを見つけ褒めあう活動を実施。担任と綿密な情報交換を繰り返しながら個に応じた課題を複数用意し、また課題の中から本人が選択できるようにするなど、前向き、主体的に取り組めるよう配慮。



AI型学習教材の導入



小集団での話し合い



個に応じた課題の提供

概要・方針等

- ▶ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築することが重要です。
- ▶ 文部科学省では「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、いじめを受けた児童生徒や保護者等に寄り添った対応を行うことや、重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えの重要性についても示しています。

いじめの重大事態の調査
に関するガイドライン



いじめ問題への的確な対応に向けた
警察との連携等の徹底について(通知)



いじめ防止対策の
更なる強化について



SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・
拡散を受けた緊急の対応等について(通知)



取組事例

1

教育委員会を中心とした警察との連携の推進の例

- ✓ 以前は、学校内での犯罪行為として扱われるべきいじめ行為に対して、「子供のしたことだから」、「反省しているから」等の理由や、保護者からの過度な要求・威圧的言動のエスカレート等により、警察に連携せず対応する例がみられた。
- ✓ 状況の改善を図るため、文部科学省の方針に沿って、警察と連携するなど毅然とした対応をするよう、教育委員会より全学校長に発信。各学校に対して、生徒指導方針の内容に警察との連携も盛り込み、保護者向けの説明会や学校便り、ホームページへの掲載等により情報発信するように指示。
- ✓ 警察とは、各学校の管理職や生徒指導主事が窓口となって情報共有や定期的な交流を行っているほか、教職員の任意団体、児童相談所等の関係機関等とも定期的な交流を実施。市独自で採用している警察OBを学校教育担当部署へ配属し、教育委員会・学校と警察との連携を支援。
- ✓ 指導方針等の最終決定は校長が行い、学校からのケース相談に対して教育委員会が助言を行っている。



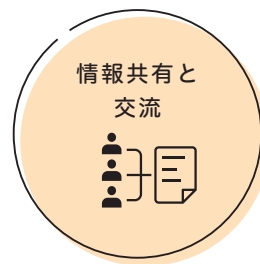
問題発生時
の対応

犯罪行為としての
いじめに対応



生徒指導方針
の改定

警察との連携を
盛り込む



情報共有と
交流

管理職や生徒指導主事
が警察と定期的に交流

2 人事交流や会議体の設置を通じた警察との連携の例

- ✓ 教育庁生徒指導グループと警察とで人事交流をし、1名ずつ交換で派遣。教育庁と警察との間での連携・交流をしている。
- ✓ また、指導対策連絡会という会議体を地域ごとに設置。各地域で、こども家庭支援センター・学校・警察が集まる形で、情報交換が行われている。このほかネットいじめや犯罪等に関しては教育庁・市町村教育委員会・法務局・警察・大学・民間事業者（通信事業者やSNS関係事業者）で、課題解決に向けた会議体を設定して対応等の検討を行っている。
- ✓ 教育庁としていじめ対応等に関するパンフレット等を発行して学校に周知。警察との連携や、スクールロイヤーの活用（早期からの弁護士への相談）などについて周知を図っている。

3 ハンドブックやマニュアルの作成、相互連絡制度の運用の例

- ✓ 県教育委員会として「いじめ防止基本方針」、「いじめ問題対応ハンドブック」、「いじめ問題対応マニュアル」を作成。ハンドブック内には「いじめの態様と刑罰法規及び事例」、「学校と警察との相互連絡制度に関する協定書」、「学校と警察との一層の連携強化について」などを掲載。
- ✓ 相互連絡制度が適切に運用されるよう、教育委員会として各警察署及び各学校の担当者がわかる連絡担当者名簿を作成。学校から県教育委員会への問題行動等の報告時には、警察からの出向職員が学校に対して、必要な関係機関と連携を図るよう指導・助言を実施。
- ✓ ハンドブックやマニュアルは県内すべての教員に配布。また、マニュアルを活用した指導の徹底を図るため、校内・校外の研修を実施している。

「いじめ問題対応ハンドブック」記載内容（概要）

いじめ問題対応事例 （警察と連携した事例）	・ クラスメイトから暴力を受けたり、金銭を要求されたりした事例での警察と連携した対応について情報を掲載 ・ 当初加害者及びその保護者はあそびやからかいの範囲であると主張したが、警察から傷害罪、恐喝等の犯罪行為にあたることを伝えたことで、事態の重大さを理解することに
明らかに犯罪行為であると判断できるものについてはどう対応すればよいですか？	・ 明らかに犯罪行為であると判断した事案については、児童生徒の安全を守るためにも警察等の関係機関に通報することが必要 ・ 学校は、重篤な事案に至る前に、警察等の関係機関に相談することが大切 ・ 学校は、関係機関に一任するのではなく、その後の対応等について、当該の保護者にも丁寧に説明するとともに、関係機関と密に連絡を取る

概要・方針等

- ▶ 社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のホームページへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにすることが重要です。
- ▶ 生徒指導提要にあるように、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、自ら校則を守ろうとする意識の醸成にもつながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えられます。

校則等の見直し状況調査結果及び
これを踏まえた対応について(通知)



生徒指導提要



取組事例

1 児童が主体となった校則の見直しの例

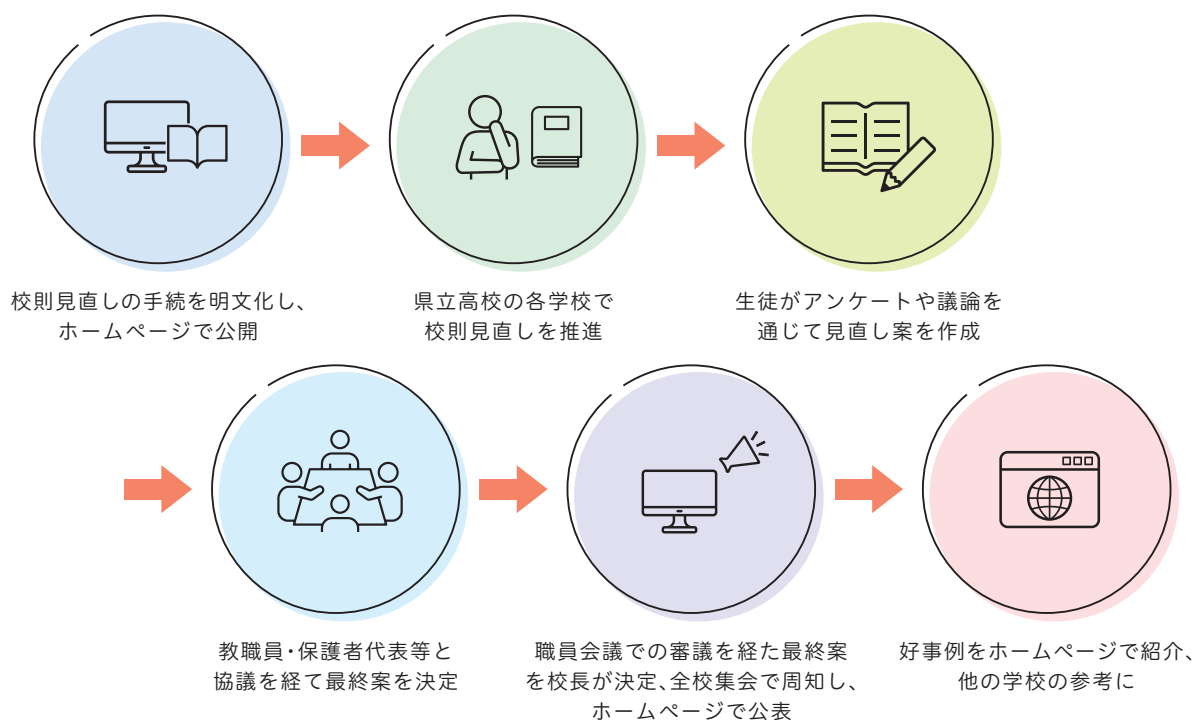
- ✓ 児童が安全に生活できるためのきまりをまとめた「やくそく」の一部を、生活安全委員会(5～6年生児童約20名、生徒指導担当教員2名による委員会)が中心となり、児童からの意見募集や学級での話し合いを経て見直し。
- ✓ 「やくそく」について、以前は学校側が決めて、子供たちに「守ってもらう」という性質のものであったが、児童が自ら考え、自分たちの生活をよりよくしていく意味合いのものになった。学校と家庭が連携して指導する体制が推進され、学級内のつながりも深まった。

意見集約等のプロセス

- ① 生活安全委員会が5～6年生教室に変更したい「やくそく」を募集し、集約。
- ② 委員会の時間に、生活安全委員が案を2つに絞る。
- ③ 4～6年生の各学級に、絞った2つについて、賛成か反対か意見をまとめてもらう。
- ④ 各学級の意見を基に、代表委員会(4～6年生のクラス代表、各委員会委員長)で決定する。
- ⑤ 児童が学校長に、変更していいかどうか直接伺い、学校長が最終判断をする。
- ⑥ 全校集会で児童に伝え、次年度より変更する。

2 校則見直しの手続きを明文化・ホームページで公開している例

- ✓ 生徒が主体的に参加する校則等の見直しの推進を図るため、全県立学校において、校則見直しの手続について明文化し、ホームページで公開。
- ✓ 高校生は主権者教育の観点から、多様な意見を調整し、合意形成を図る「社会に参画する力」を実践的に学ぶ段階であることから、教育委員会が方向性を示すことで、県立高校全体で生徒主体による校則見直しの推進を図った。
- ✓ 校則見直しの手続きが明文化され、ホームページで公開したことで、校則の成り立ちや変更のプロセスが明確になり、教育活動の透明性を確保し、学校の風土の「見える化」の取組を推進。プロセスの公開後、県内の各校において少なくとも1回以上は生徒が主体となって見直しを実施。
- ✓ 手続として、生徒側は、アンケートや議論を通じて見直し案を策定し、生徒総会等において内容の精選を図る。その後、学校側（教職員・保護者代表等）と協議を経て最終案を決定する。最終案は職員会議での審議を経て、校長が決定し、その結果は、全校集会等で周知するとともに、ホームページ等で公表する。
- ✓ 県立学校での取組を充実・発展させ、好事例をホームページで紹介することで、市町村立学校における生徒主体の校則の見直しが推進されている。



概要・方針等

- ▶ 学校の風土改善にあたって、子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にすることや、明日また行きたい学校となるために学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にすることが重要です。
- ▶ 文部科学省では、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」および「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」において、「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集」を取りまとめています。

ウェルビーイング向上のための
学校施設づくりのアイデア集



取組事例

1 独自プロジェクトによる中庭のリニューアル、下駄箱の空間づくりの例

- ✓ 子供たちの思いを反映させた取組の充実や、コミュニティ・スクールをいかした地域との連携による取組を充実させること等を目的として市独自のプロジェクトを実施。プロジェクトの実施内容はすべて各学校で決める形で、多くの学校では児童生徒アンケートに基づいて内容を決定している。
- ✓ プロジェクトにより、憩いの場となる中庭のリニューアルや、前向きな気持ちになれるような言葉が描かれた下駄箱など、温かみのある居場所づくり・環境整備を推進。

プロジェクト例:昇降口を「今日も頑張ろう」「明日も頑張ろう」と思える場所へ

- ① 昇降口デザインについて生徒会でアイデア思考
- ② 造形大学教授との相談会を実施、ゴールイメージの設定
- ③ 全校デザイン募集、生徒から出たデザインを合体させてデザイン決定
- ④ 文化祭取組期間にクラス代表者により作成



プロジェクト例：中庭を、より多くの子供たちが、「ほっこり」と安らげる場にするためのプロジェクト

- ① 6年生児童が計画書を作成
- ② 計画書をもとに全校児童生徒で花の苗植え、池の掃除、リフレッシュゾーンの設置などを実施
- ③ 地域学校協働活動推進員の方を中心に、地域の方々の協力を仰ぎ、地域の方と共に中庭をより「ほっこり」と安らげる場所に整備
- ④ 地域の方を中庭にお招きして、感謝の気持ちを伝える会を開催



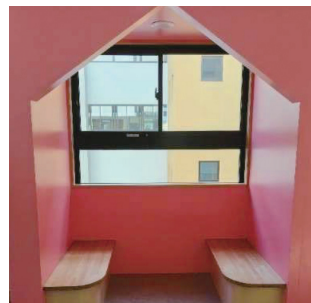
2 ウェルビーイング向上のための学校施設づくりの例

- ✓ 普通教室前のオープンスペースにある一人用ソファは、音を遮ることができる壁に囲まれており、座ると静かに過ごせる。



- ✓ 学校では、クラスの拠点となる場所や「みんな」で居られる場所だけでなく、一人になれる場所も必要。児童生徒が集中しやすい場所、過ごしたい場所を自分で選べることで、学習も豊かになる。

- ✓ 校舎内の廊下に小さな居場所「DEN」があり、各場所で色やベンチの形状が異なる。休憩時間にちょっと座って、一人で休んだり、友達とおしゃべりしたりすることができる。



- ✓ 図書室にテント・ハンモック・一人用ソファ等を配置して、生徒一人一人が居心地の良い場所を選ぶことができるようにしている。

- ✓ 校内で生徒が最も利用している部屋が図書館。一人一人区切られている空間より、その時の気持ちに応じて、一人で過ごしたり仲間と一緒にいたりする柔軟な利用ができる場所に居心地の良さを感じる生徒が多い。



概要・方針等

- ▶ 障害や国籍・言語等の違いに関わらず、子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できる、多様性を尊重した共に学び合える学校づくりに当たっては、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を整備し、そのいずれの場においても障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学べる環境を整えることや、各学校において、校長のリーダーシップのもと、関係する教職員が連携し、組織的に対応するなど、校内支援体制の充実を図ることなどが重要です。
- ▶ 文部科学省では、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」や自治体の外国人児童生徒等の教育の充実に係る取組に対して支援する「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」などにより、取組を推進しています。

インクルーシブな
学校運営モデル事業



帰国・外国人児童生徒等
に対するきめ細かな支援事業



※下記の取組事例は「インクルーシブな学校運営モデル事業」及び「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」における事例ではございません。

取組事例

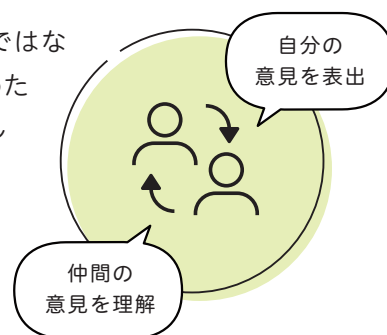
1 障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための環境整備の例

- ✓ だれもが行きたくなる学校づくりを合言葉に、PBIS(Positive Behavioral Interventions and Supports: ポジティブな行動介入と支援)などを中心とした包括的生徒指導の取組を実施。PBISの取組の一環として、他者の良いところを見つけ合う取組や人からしてもらってうれしかったことなどに焦点をあてた取組の日常的な実施。障害の有無には関係なく、素敵な言動が生まれやすい環境を整備し、素敵な言動がみられたら、子供同士や、教師からそれを即承認することを継続している。
- ✓ また、特別支援学級に在籍する児童主催のイベントの実施や、特別支援学級の生徒による野菜等の販売を実施。特別支援学級担任が交流学級に同行し、つなぎ役として支援するなかで、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件を整備。朝の会や帰りの会、給食や掃除など、無理のない範囲でできる限り交流学級で過ごす環境を作っている。
- ✓ 人それぞれに「もちあじ」がありそれは世界でただ一つしかないもので、すべての人にあるものであり、それを発揮できるようなクラスを作ることや大切にするような取組を推進した。

2 学習支援システム・翻訳ソフトを用いた協働的な学びの推進の例

- ✓ 1人1台端末を活用した学びとして、外国籍児童等の日本語の理解がまだ十分ではない子が学級に在籍している学校では、社会科の授業で、児童が各自で調べ、まとめたものを学習支援システムを用いて交流する際に、主体的に翻訳ソフトを活用しながら仲間の意見を理解する取組がなされた。

- ✓ また、道徳の授業では、自分の複雑な思いや考えを日本語で表出することが難しいと考え、母語でタブレットに入力させて、翻訳されたものをノートに記述するような工夫も見られた。

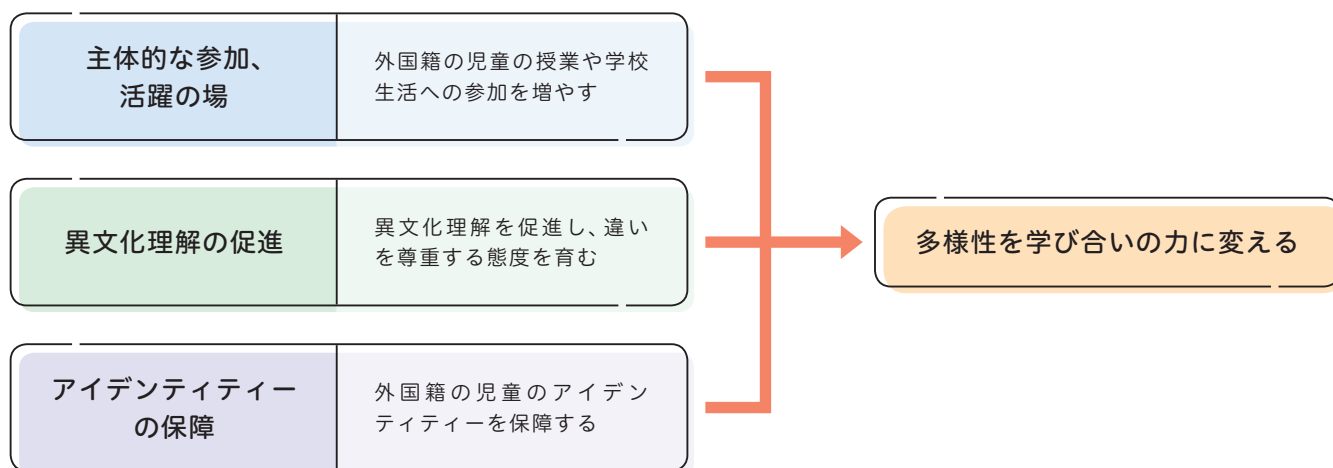


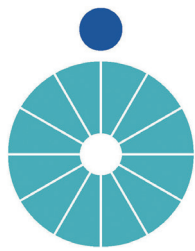
3 社会科における多様性、互いの違いを尊重する学びの例

- ✓ 外国籍の児童が授業の中で活躍の場ができるように配慮。例えば、社会科の授業で水道の学習をする際、母国の水道との違いを紹介する場を設けた。1人1台端末を活用し、インターネットで日本と母国の水道や飲み水の画像を収集し、それらをスライドにまとめ、教室の電子黒板に投影しながら発表を行った。

- ✓ 結果として、外国籍の児童のアイデンティティーを保障し、自分の経験や知識を自信をもって発表することができた。また、同級生にとっても異なる文化や生活様式に触れる貴重な機会となり、互いの違いを尊重する態度が育まれた。

- ✓ さらに、学級全体として「多様性を学び合いの力に変える」という意識が高まり、外国籍の児童が授業や学校生活に主体的に参加する姿が増えた。





文部科学省